

関西学院大学 研究成果報告

2025年 5月29日

関西学院大学 学長殿

所属：経営戦略研究科

職名：教授

氏名：上田 耕治

以下のとおり、報告いたします。

研究制度	☒ 特別研究期間 ☐ 自由研究期間 ☐ 大学共同研究 ☐ 個人特別研究費 ☐ 博士研究員 ※国際共同研究交通費補助については別様式にて作成してください。
研究課題	会計、監査およびディスクロージャー制度の研究
研究実施場所	自宅および研究室
研究期間	2024年4月1日 ～ 2025年3月31日（12ヶ月）

◆ 研究成果概要 （2,500字程度）

上記研究課題に即して実施したことを具体的に記述してください。

会計監査およびディスクロージャー制度の研究

開示すべき定性情報の連結会社間共有について―連結子会社の視点から―

近時、有価証券報告書による企業内容開示は、定量的な会計情報だけでなく企業の定性的な情報であるコーポレート・ガバナンスも含む「サステナビリティに関する取組」にも及んでおり、特定のコーポレート・ガバナンスの事項については具体的な開示内容も指示されている。これらの開示は、連結グループでの内容が求められていることから、連結財務諸表を作成する親会社と連結子会社との円滑なコミュニケーションが必要となっている。

有価証券報告書では、「第2事業の状況」「2サステナビリティに関する考え方及び取組」に、サステナビリティに対する取組方法や内容状況が記載される。また、「第4提出会社の状況」「4コーポレート・ガバナンスの状況等」に、「企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由」として、コミュニケーション体制などが記載される。これら記載の統治体制から、グループでのコミュニケーションのしくみや状況を読み取ることができる。

このような中、各企業がどのように連結子会社と定性情報事項のコミュニケーションを実践しているかは、関心が持たれる。

一般に、企業内容開示に関する連結会社間の情報は、財務情報を中心として行われるこ

とから、財務数値に関連するコミュニケーションについては、連結パッケージなどにツール化され、定型非定型・定時随時のやりとりが多くなされるが、サステナビリティやコーポレート・ガバナンスのような定性的な事項については、関連する事項を必ずしも限定でない場合もあり企業グループ内での共有は容易ではない。また、企業文化等の社風にも影響を受けるため、よるべき典型的なツールや方法も確立せず一様でないのが実情である。

本特別研究では、上場会社（親会社）の海外子会社を訪問し、親会社が直面している制度内容を踏まえて、開示対象であるサステナビリティやガバナンス諸事項についての子会社としての対応状況、親会社からの情報要請の方法やコミュニケーションの方法など、親子会社間コミュニケーションの実践例を連結子会社の視点から情報収集した。

訪問対象として、東京証券取引所スタンダード市場上場の株式会社ジェイ・エム・エスとプライム市場上場の中国塗料株式会社（訪問順）の連結子会社、それぞれ、JMS Health Care PHL, Inc.（フィリピン・タヌアン市）、Chugoku Marine Paint (Singapore) Pte Ltd（シンガポール）を定め、社長および管理部門責任者等を訪問した。両社において、親会社が直面しているわが国の企業情報開示規制を要説し、両社各拠点の親会社の企業グループの開示規制の中で位置づけを説明して質問等を行った。

JMS Health Care PHL, Inc.（フィリピン・タヌアン市、以下JMSと省略する。）では、President、Director / General Manager - Production Control and Administration、General Manager - Productionの3氏（いずれも日本人）に面会して、特に社長氏、管理部門責任者氏において、ディスカッションを行った。

JMSにおいては、親会社から定性的な事項の質問表があり、アンケート方式で定性情報事項の照会があった。それ以降定期的にその事項に関する報告を行っている。広くリスクに関する事項は、「コンプライアンス委員会」の事項として照会があるなど、親会社本社の主導に依拠していることが示された。ただし、リスクに関する事項は、サステナビリティおよびコーポレート・ガバナンスの諸事項と観点が異なり、親会社が開示が求められている事項を十分に満たすものではない。双方向の、特に子会社からの、情報交換の難しさを現地幹部と共有した。

これにより、定性情報については、親会社の指摘した具体的事項についてチェックリスト等の方法によるアンケートを行うことで親会社からの積極的な情報収集はあるものの、親会社において具体化できない事項のコミュニケーションや子会社からの発信については難しい実情も明らかになった。一方、親会社の観点での情報収集という意味で、親会社のコミュニケーションのツールは重要であることも認められた。

Chugoku Marine Paint (Singapore) Pte Ltd（シンガポール、以下CMP Sと省略する。）では、Managing Director（日本人）に話を伺った。

CMP Sでも、親会社の有価証券報告書でのサステナビリティ開示がスタートした2023年3月期にチェックリスト方式のアンケートがあり、それへの回答という形でのコミュニケーションを行ったという。その他の定型的なコミュニケーションとしては、有価証券報告書の定性情報開示の事項調査とは趣旨は異なるが「コンプライアンス委員会」「リスク管理委員会」があり、これへの提示事案については、子会社側からの発信としてもコミュニケーションができていないのかとの説明があった。シンガポールでは、サステナビリティおよびコーポレート・ガバナンスの事項としては、リスク管理委員会へ提出するリスク事項以外に、人権、ジェンダーに関する配慮について重要なものがあるが、親会社の情報開示という観点からは、どのような継続的なコミュニケーションをするべきかという観点で留意しているとの説明があった。

シンガポール社長が従業員の人権問題を指摘したことについては興味を感じた。また、AI利用への取り組みなど、ともすれば親会社の所在する日本よりも先取の実情があるかもしれないことも判明した。

両社の訪問において、子会社からの定性情報の網羅的な発信が容易でないことが認められ、これらにつき現地管理者と共有した。また、海外子会社の幹部が日本人でないような状況も想定すると、できる限り具体的で詳細なチェックリストのようなアンケートによるコミュニケーションを日本の親会社が配慮する必要があると考えられる。さらに、サステ

ナビリティとコーポレート・ガバナンスに関する事項は、非常に多面多様であるため、これらを総合する定性情報開示のためのしくみ作りには、たとえ有効であったとしても、委員会等の機関に任せてしまうのではなく、それぞれの機関等を統括した親会社での開示情報のとりまとめも重要と考える。

なお、本研究では親会社に対していわば従属的な連結子会社を調査したが、サステナビリティとコーポレート・ガバナンスに関する先進的な実務が連結子会社の方にある場合があり、その場合、親会社はその子会社の情報をうまく受け取る必要があることもうかがえた。これらのため、より丁寧なコミュニケーション方法の確立が必要であり、体制の整備にとどまらない双方向のコミュニケーションの機会や風土も重要であると考えられる。

本特別研究の在外訪問の情報収集は、特に、サステナビリティおよびコーポレート・ガバナンスに関する定性情報の親子間共有を中心としたものであったが、現地を訪問することで、これらに限らず、海外における企業グループ内での情報共有の方法・実務について理解を高めることができ、企業情報開示についての研究背景を深めることができた。

以 上

提出期限：研究期間終了後2ヶ月以内

※個人特別研究費：研究費支給年度終了後2ヶ月以内 博士研究員：期間終了まで

提出先：研究推進社会連携機構（NUC）

※特別研究期間、自由研究期間の報告は所属長、博士研究員は研究科委員長を経て提出してください。

◆研究成果概要は、大学ホームページにて公開します。研究遂行上大学ホームページでの公開に支障がある場合は研究推進社会連携機構までご連絡ください。